

ヘルパーステーションれんげ 訪問介護 (料金表)

(令和3年4月1日適応となります)

(1) 利用料 (特定事業所加算Ⅱ)

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割、2割又は、3割負担です。

※(利用料の料金表1及び、事業所加算料金表において3割負担料金表は省略させていただきます。)

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【 料金表1 (負担割合1割と2割 要介護者訪問介護費の基本料金・昼間一例 事業所加算Ⅱ含む) 】

身体介護	20分以上	30分以上	1時間以上
	~30分未満	~1時間未満	~1時間半未満
	2,750円	4,360円	6,370円
(負担割合1割)	(275円)	(436円)	(637円)
(負担割合2割)	(550円)	(872円)	(1,274円)
生活援助	20分以上	45分以上	
	~45分未満	~1時間未満	
	2,010円	2,480円	
(負担割合1割)	(201円)	(248円)	
(負担割合2割)	(402円)	(496円)	
身体生活併用型	身体介護20分以上	身体介護20分以上	身体介護20分以上
	+生活45分未満	+生活70分未満	+生活70分以上
	(合計1時間未満)	(合計1時間半未満)	(合計2時間未満)
	3,490円	4,220円	4,960円
(負担割合1割)	(349円)	(422円)	(496円)
(負担割合2割)	(698円)	(844円)	(992円)

* 基本料金に対して、早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~午後10時)帯は25%増しとなります。

* 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

* やむを得ない事情で、且つ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

* 介護保険給付費外の利用料金は、要介護保険給付費が定める基準の料金となります。

【 当該事業所加算料金 】 (負担割合1割と2割)

初回加算	200単位(2,000円)/月(要支援、介護)1割負担:200円 2割負担:400円
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数(料金)の10%を加算
生活機能向上連帯加算Ⅰ	100単位(1,000円)/回 1割負担:100円 2割負担200円 (要支援、要介護)
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護保険給付1ヶ月付(+所定利用単位×137/1000)自己負担1割又は2割
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護保険給付1ヶ月付(+所定利用単位×63/1000)自己負担1割又は2割

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。(北方町、瑞穂市、本巣市、及び岐阜市西部)

それ以外の地域の方は、(事業所から片道1km 30円 往復分)

交通費の実費が必要です。